

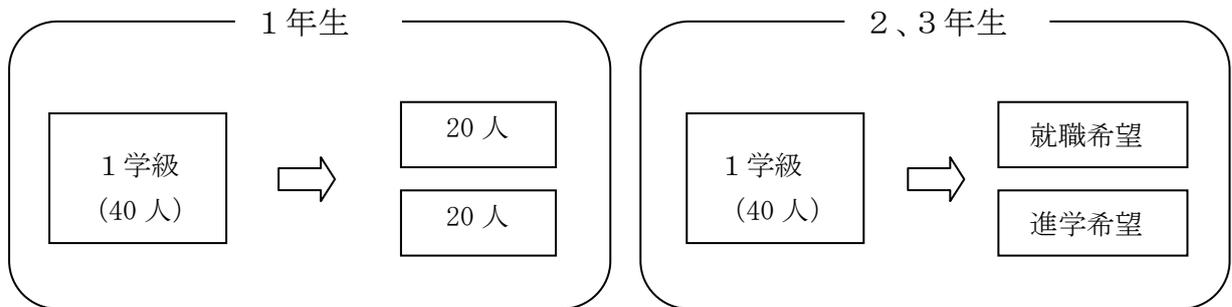
## 1 学級 40 人を下回る学級編制の実態

## 1 少人数指導について

## (1) 少人数指導の現状

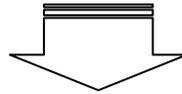
現在、県内の多くの小規模校では、生徒の学習状況に応じたきめ細やかな指導を充実させるため、1 学級 40 人を分割した少人数指導を行っている。

## (2) 少人数指導のイメージ《A 高校（1 学級校）》



※ 1 学級を 2 つに分け、同時間に教科担任 2 人で指導

※ 1 学級の人数は定員の 40 人としているが、実際の生徒数はこれより少ない場合が多い。



## 授業の具体例 《国語：教員 2 名配置の場合》

1 年生	2 年生	3 年生
A 教諭 国語総合	A 教諭 古典(進学)、 現代文	A 教諭 古典(進学)、 現代文(習熟度)
B 講師 国語総合	B 講師 国語表現(就職)	B 講師 国語表現(就職) 現代文(習熟度)

小規模校では、1 人の教科担当者が複数の学年を担当し、習熟度あるいは、進路別に対応した教科指導をしている。また、大規模校に比較し、教員 1 人あたりの担当科目数が多く、教材研究等にかかる時間がより必要となる。(6 学級規模になると、各学年に 2 名以上の教員が配置され、学年毎の授業が可能となり、担当する科目数は 2 科目程度になる。)

## 2 学級定員と教職員定数

高校における 1 学級の生徒数は、高校標準法で 40 人と定められている。

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校標準法）

第 4 章 公立の高等学校等の学級編制の標準

第 6 条 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程における一学級の生徒の数は、**四十人を標準とする。**（以下、略）

また、高校における教職員定数は募集定員を基に算定されており、1学級の生徒数を35人定員とした場合、国からの財政措置が減額されるため、教職員は下表のとおり減ることになる。このため、現状の教職員数を維持するためには、県の追加財政負担が必要となる。

	1学級40人定員		1学級35人定員		比較	
	職員数 (A)	うち教員 (B)	職員数 (C)	うち教員 (D)	職員数 (C)-(A)	教員数 (D)-(B)
1学級校	11	10	10	9	-1	-1
2学級校	21	18	20	17	-1	-1
3学級校	29	26	25	22	-4	-4
4学級校	36	32	31	28	-5	-4

※ 全日制普通科高校の職員数の比較(高校標準法で試算)

なお、県北沿岸地域では、高校標準法に基づく算定よりも多くの教職員を配置している。

### 3 1学級あたりの人数

	H27年度 入学者数	H27年度 学級数	1学級あたり の人数
県全体	9,005	255	35.3
気仙	550	16	34.4
釜石・遠野	552	19	29.1
宮古	645	21	30.7
久慈	566	17	33.3
二戸	396	14	28.3

現状では、県北沿岸の1学級あたりの人数は31.1人と30人程度であり、実態として少人数の学級編制となっている。

### 4 まとめ

以上のように、1学級定員を40人以下(35人等)とすると、高校標準法に基づく教職員の配置が減少することとなる。

この場合、小規模校において、教員の加配等を実施しても教員への負担が大きい中、取り組んでいる習熟度別授業や少人数指導の実施が極めて困難となり、小規模校の強みともなり得る、生徒の学力や進路希望に応じたきめ細やかな指導が従来どおり出来なくなる。

また、教職員配置の減員分を増員するとなれば、県単独での予算措置が必要となり、さらなる財政負担も生じることとなる。

さらに、県北沿岸地域等では、実質的に少人数での学級編制となっている現実もある。

こうしたことから、1学級40人定員を維持することで、財政的な負担を現状程度にとどめながら、生徒の学習状況に応じたきめ細やかな指導を継続することが、現状においては望ましい方法であると考えられる。